

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	契約書全体								契約書(実施契約書、約款A～C)は競争的対話において協議を行い、修正可能という認識でよろしいでしょうか。	競争的対話の結果、市が必要と認めた修正を行います。
2	表紙								「下水道管渠(汚水)の公共施設等運営権の設定に係る須崎市の議決」を得るまでは「この契約は仮契約」とありますが、具体的に調印行為は行うのでしょうか。また「本契約」の段階で、再度調印するという認識でよろしいでしょうか。	仮契約締結時に調印し、議会の議決をもって本契約の締結と見做す方式を想定しています。
3	目的及び解釈	1	第1	2					「事業者は、本事業は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものであり」とありますが、運営権事業とその他の委託業務が明確にわかる文言に修正していただけますでしょうか。	現案のとおりとします。
4	適用範囲について	1	第1	2					[第1条2] 本実施契約の適用範囲は、運営権が付与される部分に限らず本事業全般であると解釈して良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
5	契約の校正及び適用関係	1	第3	1					「この契約は、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類と一体の契約であり」とありますが、質問書及び競争的対話の内容も含むものと考えてよろしいでしょうか。質問書及び競争的対話の後に各書類の修正がある場合はこの限りではありません。	質問回答書は当該質問回答書の対象書類と一体をなすものと考えています。また、各書類の修正案が公表される場合は、必要に応じ各書類の定義を調整します。
6	許認可等の原本の補完について	2	第5	4～5					[第5条4、5] 事業期間終了時に許認可等の写しを市に提出し、原本は運営権者が保管することになりますが、事業期間終了後も運営権者が原本を保管するのでしょうか？(SPC解散時は？)	SPCが原本保管するものについて、事業終了時に市に提出するという趣旨です。
7	責任の負担	2	第6	1					「運営権者は、この契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に要する費用をすべて負担する。」とありますが、各種法律や行政責任も存するため、協議によるものという認識でよろしいでしょうか。	実施契約で定められた運営権者の業務実施の費用は運営権者の費用負担であるのが原則となります。その前提で、実施契約の各規定により費用負担が協議となる場合があります。
8	責任の負担	2	第6	2					「いかなるこの契約上の運営権者の責任も免れず、(中略)市は何ら責任を負担しない。」とありますが、行政責任が生じる場合はあると考えますので修正していただけますでしょうか。	現案のとおりとします。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
9	法令上の責任	2	第7	1				募集要項p.17(11)市から事業者への職員の派遣のところに、「必要に応じて特別目的会社へ市職員の退職派遣を行うこと」も可能性として言及されていますが、その場合は「退職派遣で来られる方の管理についてはその限りではない」、など法令上の責任も分担されるとい認識でよろしいでしょうか。	退職者の派遣の場合、当該退職者は運営権者の従業員となりますので、市が当該退職者について責任を負担することはありません。
10	運営権者による表明及び保証	3	第8	1	(4)			「運営権者は、(中略)運営権者に対して強制執行可能であること。」とありますが、「誰が」運営権者に対して強制執行可能か、ご教示いただけますでしょうか。	実施契約の相手方である市です。
11	契約上の義務について	3	第8	1	(4)			〔第8条(4)〕運営権者に対し強制執行する主体は「契約上の運営権者の義務」でしょうか？	10の質問回答のとおりです。
12	運営権者による表明及び保証	3	第8	1	(7)			「運営権者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。」とありますが、「本事業」には附帯事業ならびに任意事業を含み、これらの取り扱いも同様に考えればよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
13	運営権者による表明及び保証	3	第8	4				「成果物を第三者に譲渡し、若しくは貸与し(中略)てはならない。」とありますが、管理・運営における業務において貸与等が必要となる可能性も考えられるため、貴市との協議によるものとしていただけますでしょうか。	業務委託者への成果物の貸与は認める事とします。そのため、本項に、「ただし、運営権者が業務を委託している者に成果物の貸与が必要なときは、この限りでない。」を追記します。
14	2名以上の監督職員	4	第9	3				2名以上の監督職員が置かれる場合の通知は、あらかじめ事前に、各監督職員の権限内容を通知していただくとともに、不明確な場合は協議・質問に応じていただけるという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
15	総括責任者	4	第10	3				ここでいう現場とは運営権事業及び委託業務内の対象範囲という認識でよろしいでしょうか。市内各地に施設があり、一体的に運営・管理する必要があるため、遠隔地であっても運営・管理すべきと考えます。	現場は、業務総括責任者の担当業務が実施される事業場所を指しています。遠隔管理は認めません。
16	準備期間の人員確保	5	第14	1				〔第14条〕運営準備期間において、引継ぎ準備の対象業務から終末処理場運転管理業務が除かれている理由を教えてください。終末処理場については、いつ引き継ぐのでしょうか？	終末処理場については、当初は運営権者が包括委託により管理運営し、その後運営権による業務が開始されるため、特段の引継業務は必要ないと考えられるためです。
17	発注者・受注者の定義	6	第14	2~4				〔第14条2~4〕条文中、「受注者」「発注者」とありますが、各々「運営権者」「市」と読み替えてもよろしいでしょうか？	本条の「受注者」を「運営権者」に、「発注者」を「市」に、それぞれ修正します。
18	運営権者と事業者の定義	6	第16	1~2				〔第16条1~2〕条文中、運営権者と事業者の使い分けがみられますが、事業者と運営権者の違いを教えてください。	17の質問回答のとおりです。
19	成果物の定義	7	第23	1~5				〔第23条〕成果物の定義を教えてください。	別紙1の第37号を参照してください。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
20	運営権者または第三者が開発した成果に対する著作権	7	第23	1	~	5		[第23条] 要求水準書に定められる仕様や市の指示によらず、運営権者または第三者が開発した技術等または著作物に関しては、本条は適用されないものと考えてよろしいでしょうか？	成果物については全て本条の適用があります。
21	著作権の利用等	8	第23	4				成果物の公開に当たっては、市の裁量によってのみ行われることになっていますが、事前に運営権者への確認は当然行われるという理解でよろしいでしょうか？（運営権者のノウハウに関わる内容は保護されるという理解でよろしいでしょうか？）	成果物の内容が運営権者のノウハウに関わると市が認めるものについては、事前に市が運営権者の意見を聴取し、必要な協議を行うという実務上の取り扱いを想定しています。
22	運営権者または第三者が開発した成果に対する著作権	8	第24	1				[第24条] 要求水準書に定められる仕様や市の指示によらず、運営権者または第三者が開発した技術等または著作物に関しては、本条は適用されないものと考えてよろしいでしょうか？	成果物については全て本条の適用があります。
23	各業務の解除	9	第28	1				[第28条] 契約関係を解除する業務の単位は、約款単位でしょうか？	実施契約の解除にかかる規定及び各約款の解除にかかる規定を参照して下さい。
24	各業務の解除	9	第28	1				[第28条] 「個別の業務の解除は他の業務の契約関係に影響を与えない」としていますが、本業務は複数の業務処理を連携させ一括処理することにより、全体の効率化を図ることとなります。ゆえに個別業務の契約解除により、他の業務の効率(単価)悪化が懸念されるところ、他の業務の契約関係についても適宜見直しを行いうよう、記載を変更しただけないでしょうか？	現案のとおりとします。なお、本事業の一部にかかる契約関係が解除されたときに、残部分の契約関係について市と事業者が協議を行うことは妨げられません。
25	談合等の不正行為が行われた場合の解除	10	第30	1				基本協定書第7条第6項各号に該当、つまり、「本契約の締結前に違反が生じた時」であるにもかかわらず、契約の全部を解除するという規定は齟齬があるように考えます。解釈をご教示いただけますでしょうか。	本条は、基本協定第7条第6項各号の事由が実施契約締結後に発生した場合の規定です。基本協定第7条第6項各号には、各号に定める事由が実施契約締結前に発生することを要件としていません。
26	運営権者の文書提出義務	11	第33	1				ここで使用されている甲とは貴市を指すという認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。本項の「甲」を「市」に修正します。
27	協議会の構成	11	第34	1				[第34条] 紛争発生時に設置される「協議会」の構成は、市と運営権者の協議によるものと認識しますがよろしいでしょうか(双方の立場を公平に判断できる構成とするため)？	本条により設置される協議会の構成は市と運営権者が協議により定めます。なお、約款A第73条もご参照ください。
28	利用料金収受代行委託における個人情報処理	12	第36	5				[第36条5] 利用料金の収受代行業務の委託については、市の承諾が得られているもの解釈して良いでしょうか？	利用料金の収受代行業務の委託は、約款A第37条に従って行うことが運営権者の業務となります。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ		
29	秘密保持義務	13	第38	3			契約終了後も、秘密保持義務は期間の定めなく存続することとされており、時の経過による情報の陳腐化を考慮し、同義務の存続期間を限定(例えば契約終了後5年程度)していただきたいと考えております。 ご検討をお願いいたします。	現案のとおりとします。
30	兼業禁止	13	第40	1			提案した任意事業は本事業に係る兼業に含まれないと考えてもよろしいでしょうか。	市が採用した任意事業については、お考えのとおりです。
31	本事業に係る業務の定義	13	第40	1			[第40条]本事業に係る業務とは、この契約に定められるもののほか、運営権者選定段階で運営権者が提案した附帯事業・任意事業を含み、また、事業期間中に市より指示を受けて実施した業務、運営権者が市に提案し実施することの承認を得た業務が該当するものと認識しますがよろしいでしょうか？	本事業に係る業務とは、実施契約第12条に規定する業務、市が採用した附帯事業及び任意事業を意味します。質問にある「事業期間中に市より指示を受けて実施した業務」及び「運営権者が市に提案し実施する事の承認を得た業務」は、要求水準書の規定の枠内の業務であれば本事業に係る業務に含まれます。
32	別紙1 定義集	16	別1	(3)			委託禁止業務に関して株主への委託は適用外という認識でよろしいでしょうか。	委託禁止業務は、株主を含め第三者に委託又は請け負わせることができません。なお、要求水準書の14ページを参照して下さい。
33	委託禁止業務	16	別1	(3)			「委託禁止業務」は、SPCから構成員に対する委託も禁止されるという趣旨でしょうか？	32の質問回答のとおりです。
34	別紙1 定義集	16	別1	(3)	(ア)	(e)	ここでいう環境対策とは、植栽作業、清掃等の美化対策を含まないという認識でよろしいでしょうか。	質問にある業務は含みません。
35	委託禁止業務の範囲について	16	別1	(3)	(ア)	(a)~(f)	列挙されている業務はSPC自体の会社経営に関する業務であると認識してよろしいでしょうか？(例1:(a)の事業計画は下水道法事業計画ではない。例2:(c)調達管理は処理場管理の薬品調達等は含まれない。等)	必ずしも質問に示された認識とおりではありません。例えば、(f)の地域住民、見学者の対応(広報の企画、実施)は、具体的な業務であり、SPC自体の会社経営に関する業務ではありません。
36	本事業開始日の定義	18	別1	(55)			下水道管渠運営業務が開始された日としています。ほかの業務の開始日でないのはなぜですか？	質問にある用語が使用されている規定との関係で、このように定めています。
37	本事業開始予定日(終末処理場)の定義	18	別1	(55)			本事業とは、契約対象となる全事業を指すところ、終末処理場の包括的管理委託は2019年10月1日より開始される予定です。これを終末処理場の開始予定日とせず2024年とするのには違和感があります(誤解も生む)が、なぜ、かかる定義とされたのか教えてください。	具体的な用語の名称のさだめ方について回答はいたしません。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル		該当箇所						質 問	回 答
			頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
38	モニタリング基本計画の定義		19	別1		(62)			公表された「モニタリング基本計画」及び質問回答としていますが、他の書類については質問回答が付記されていません。なぜでしょうか？	他の書類の定義については、必要に応じて契約締結時に調整します。
39	利用料金設定割合の定義について		19	別1		(71)			定義では、運営権設定対象施設に係る業務の実施に必要な利用料金の構成に基づいて設定するものとしています。募集要項にて割合を80%に定めていることを勘案すると、運営権設定対象施設に係る業務の実施は、使用料等の80%以内で行うことが求められているとの解釈になるのでしょうか？	運営権業務については、利用料金割合のほか、サービス対価が支払われます。
40	運営権対象施設の維持管理	約款A	2	第4	1				御記載の「投資」には、施設の修繕・更新という意味での「投資」と認識してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
41	本事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等	約款A	2	第4	1				【第4条】「募集要項等に記載された内容に従った投資及び維持管理」について、処理場の維持管理の包括委託のみでしょうか？その他の投資及び維持管理を計画されていますか。	終末処理場については、要求水準書に規定する包括委託のほかは、市の投資及び維持管理は特に計画されていません。
42	約款A 運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	約款A	2	第5	1				要求水準書(案)別紙Bリスク分担では、瑕疵の内容等に応じて増加費用を相互で負担することとなっています。本条は、市は賠償責任も増額費用も負わないとの理解でよろしいでしょうか？	瑕疵修補の費用も第31条第2項の修繕費に含めることとされています。
43	本事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等	約款A	2	第5	1				【第5条】「運営権設定対象施設の瑕疵担保責任について一切負担しない」と記載がありますが、運営権の効力発生前の瑕疵リスクにつき、運営権者に十分な情報提供がなされていない場合は、本条に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	情報提供の内容等に関わらず、本条は適用されます。なお、第31条第2項及び第4項をあわせて参照して下さい。
44	終末処理場運転管理業務の開始条件	約款A	4	第10	1	(8)			「下水道管渠運営業務の実施に必要な許認可等」について、現場での道路許可等が想定されますが、どのような内容かご教示いただけますでしょうか。	ご想定のとおりです。 下水道管渠の計画的維持管理を実施するにあたり、具体的内容が要求水準書に示されています。 その内容を安全に履行するために必要と考えられる法的な許認可を全て実施してください。
45	終末処理場運転管理業務の開始条件	約款A	5	第11	2				「(前項に定める開始条件が充足されない場合においては、運営権者が要請し、市が認めた場合に限る。)」との記載は不要ではないかと思料いたします。	ご指摘のとおりです。括弧書きは削除します。
46	附帯事業	約款A	6	第14	1				【第14条1】「運営権者は附帯事業を実施する」とありますが、要求水準書では、有効な提案の場合には「事業費を支出し、市が発注する」とあります。記載関係を整理いただけないでしょうか。	第14条2項を「附帯事業については、市が事業費を負担する。また、附帯事業を行うにあたって必要となる建設若しくは改築にかかる業務は、実施契約とは別途に市が発注して実施する。」に変更します。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル		該当箇所						質問	回答
			頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
47	附帯事業	約款 A	6	第14	2				「附帯設備の附設は、改築に係る企画、調整、実施に関する業務として実施」とありますが、どのような内容かご教示いただけますでしょうか。	46の質問回答のとおりです。
48	附設設備の附設	約款 A	6	第14	2				【第14条2】附設設備とは、土木建築設備に附帯するタラップ、柵等の設備をいい、これらの設置は運営権者が行い、設置後、所有権を市に移転するとの趣旨でよいでしょうか？この場合、費用は修繕等の負担ルールが適用され、年間上限を超える場合は、市にご負担いただくことになるものと解釈しますがよろしいでしょうか。	46の質問回答のとおりです。
49	任意事業の実施について(公有財産の貸付)	約款 A	6	第15	2				【第15条2】場所の提供が可能かどうかは、運営権者から提案された任意事業案の採用可否の回答時にあわせて回答いただくとの解釈でよいでしょうか。	競争的対話での協議事項とします。
50	約款A 第三者への委託	約款 A	6	第17	1				運営権対象事業についてまで、第三者に委託した際の委任契約の写しを市に提出することを要求する場合、運営権事業の機動性、柔軟性等を欠く結果につながりやすいと考えられますが、それでもなお提出する必要があると理解して良いでしょうか？	ご理解のとおりです。委任契約の写しは契約後遅滞なく提出する事になっており、このことにより事業の機動性や柔軟性を害することにはなりません。
51	市による新たな施設の建設又は増築	約款 A	8	第21	1				新たな施設の建設又は増築に起因して、本件業務に関する運営権者の費用が増加した場合、当該増加費用は貴市においてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	市との協議により市が負担に同意したものについては、お考えのとおりです。
52	新たな施設の建設又は増築	約款 A	8	第21	1				【第21条】附帯事業で市が発注するとしている建設工事と本条の建設工事の違いをご教示ください。	46の質問回答のとおりです。
53	全体事業計画書	約款 A	8	第22	1-5				全体計画書の対象となる期間は、2040年3月末日までの期間とされておりますが、本事業終了日が2039年3月末日までとされている点に合わせて、全体計画書の対象期間も同日までとして頂きたい、ご検討をお願いいたします。	本条第1項の「20年を経過する日」を「19年を経過する日」に修正します。 市様:これでよろしいか、確認願います。 市はOKです。
54	約款A 市の確認	約款 A	8	第22	2				この契約において全般的に、市が行う「確認」と「承諾」の違いをご教示ください。 また、「確認」と「承諾」はどのような基準で使い分けているのでしょうか？	第一文については、要求水準書別紙Aの定義を参照して下さい。第二文については、個別に判断しています。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル		該当箇所					質問	回答	
			頁	ローマ	数	(数)	カナ			(カナ)
55	約款A 報告・提出義務	約款A	9	第25	1				市が求める報告や書類提出は、本事業が運営権対象事業であることを考慮した合理的な範囲のものと理解して宜しいでしょうか？	市は必要と認めた書類の提出を求めます。必要と認めるかどうかは、市が地方自治体として合理的に判断します。
56	報告・提出	約款A	9	第25	2				[第25条2] 管渠運営業務について、求められている月間維持管理計画書は、調査・清掃等の管理を行わない月においては必要ない旨、記載いただけないでしょうか？	巡視等も含め全く何も行わない月は想定しておりません。そのため、現案のままとします。
57	BCPの作成等	約款A	10	第26	1				「運営権者は、本事業開始日の30日前までに、(中略)BCPを作成し、市の確認を得なければならない。」とありますが、2024年度から終末処理場に運営権が設定された際においてBCPに変更が無い場合も提出の必要があるという認識でよろしいでしょうか。	市に提出したBCPに変更がなければ、提出の必要はありません。
58	修繕	約款A	11	第31	2				「運営権者は、下水道管渠(汚水)に係る管路修繕((中略)引渡し時に存した瑕疵の修繕を含む)は、要求水準書に定める額を上限として実施」とありますが、適切な計画修繕を確実に行うためには、瑕疵の修繕は貴市の所掌において、上限金額とは別途行うべきと考えます。瑕疵の修繕の文言は削除していただけますでしょうか。	現案のとおりとします。
59	修繕	約款A	11	第31	5				「運営権者の責めに期すべき事由」とは、どのような時を想定されているかご教示いただけますでしょうか。	例えば、運営権者の従業員の過失により施設が損壊した場合が考えられます。
60	廃棄物の処理	約款A	11	第32	4				「発生汚泥の発存量及び品質の変化」は流入水量が計画最大水量以上となるとき等も考えられるため、増加費用の負担は協議とさせていただきますでしょうか。	現案のとおりとします。ただし、流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化があった場合には、別途協議を行い、適切な分担を検討する予定です。(要求水準書P31ご参照)
61	廃棄物の処理	約款A	11	第32	4				[第32条4] 発生汚泥の発存量及び品質の変化に伴い処分費用が減少した場合も、サービス対価の支払いには影響しないと明記いただけないでしょうか。	現案のとおりとします。ただし、流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化があった場合には、別途協議を行い、適切な分担を検討する予定です。(要求水準書P31ご参照)
62	利用料金設定割合の変更	約款A	13	第36	8				[第36条8] 本事業では、要求水準に「経費回収率」が規定されることから、第36条8(1)の「要求水準」に影響を及ぼす事象は、法令変更のみではなく、汚水処理費や使用料等収入に影響するあらゆる行為について考慮する必要があります。記載の整合をお願いします。	本項の第1号から第3号は募集要項15ページの2(8)イ(ウ)を受けた内容であり、現案のままとします。
63	サービス対価の支払	約款A	13	第38	1				「が実施されたこと」との記載は「を実施したこと」の誤りではないでしょうか。	御指摘のとおりです。「が実施されたこと」を「を実施したこと」に修正します。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所	該当箇所						質 問	回 答
			頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
64	約款A 流入水質の変動	約款A	14	第41	1~2				「恒常的な変化」を判定する定量的な指標をご教示ください。	要求水準書で設定した指標の範囲を長期間に亘って継続的に超える場合を想定していますが、詳細は要求水準P31第5章5.1(2)で示しているとおり、別途協議とします。
65	第三者損害	約款A	14	第42	1				[第42条1]市が実施すべき修繕が適切に実施されないことにより生じた損害が除外されていますが、修繕のほか更新工事や附設設備の附設も同様と考えますので追記いただけないでしょうか。	更新工事は定義上修繕に含まれるものと思われれます。附設については競争的対話の結果を踏まえて検討します。
66	第三者損害	約款A	14	第42	2				附帯事業にて増設した施設において、第三者損害が発生した場合、第42条1項に記載の「運営権者が実施契約本文、この約款(中略)損害を補償する費用は、市が負担する。」の規定も含むと考えてもよろしいでしょうか。	附帯事業にて増設施設により第三者損害が発生した場合は、第42条第2項の適用となります。
67	法令変更による増加費用・損害の扱いについて	約款A	15	第44	1				[第44条1]特定法令等の変更の場合及び特定法令/条例以外の法令変更の場合に生ずる増加費用や損害については各自が負担するとありますが、法令に適合させるための設備改良工事を実施する権限は市にのみ存在するため、各自負担を市負担に変更いただけないでしょうか。	法令等の変更にかかる増加費用や損害については、原則として市の負担とします。
68	法令変更による増加費用・損害の扱いについて	約款A	15	第44	2				[第44条2]法令等の変更によって、附帯事業について増加費用や損害が発生した場合は運営権者が負担すると規定されていますが、市負担とできないでしょうか。(任意事業についてはこの限りではありません。)	附帯事業は事業者提案に基づいて行われるため、附帯事業に関わるリスクは原則として事業者負担としますが、その上で法令等の変更により増加費用や損害発生した場合は、市との協議事項とします。
69	不可抗力事象の発生	約款A	15	第45	3				不可抗力事象により、本件業務の履行が困難となった場合、特段の事情がない限り、当該部分に関する本件業務履行の義務を免除して頂けるものと理解して間違いありませんでしょうか。	不可抗力により本件業務の履行が不能となった場合は、不能となった業務の履行を免責します。不可抗力により業務の履行が困難となった場合は、免責が適当かどうか具体的な状況に応じて判断します。
70	約款A 不可抗力による増加費用・損害の扱	約款A	16	第46	1				「社会通念上認められる範囲」の定義をご教示ください。	社会生活において一般的に認められる範囲、という趣旨です。
71	不可抗力による増加費用・損害の扱い	約款A	16	第46	1				「運営権者又は市に増加費用又は損害が生じるとき」とあり、各号に基づき、貴市において生じた増加費用又は損害を運営権者が負担する場合がありますこととされております。しかし、運営権者においてコントロールできない不可抗力に起因するものであること、本事業の実施主体は貴市であることから、貴市において発生した増加費用等は貴市においてご負担頂きたいと考えております。ご検討をお願いいたします。	現案のとおりとします。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル	約款	該当箇所						質問	回答
			頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
72	不可抗力による増加費用・損害の扱い	約款 A	16	第46	1	(1)	イ		暴動、戦争等の人的災害に係る損害は、運営権者においてコントロール不可能なうえ、保険による損害の填補も不可能である点に鑑み、一定の金額を超える増加費用等については貴市においてご負担頂くなどの内容にご修正いただきたく、ご検討をお願いいたします。	現案のとおりとします。
73	事業期間	約款 A	20	第54	2	(2)			「事業」との記載は「次号」の誤記ではないかと思料いたしますので、ご確認をお願いいたします。	ご指摘のとおりです。「事業」を「次号」に修正します。
74	事業引継	約款 A	21	第55	1	(6)			(6)が2項目あり、誤記ではないかと思料いたしますので、御確認をお願いいたします。	ご指摘のとおりです。2番目の(6)を(7)に修正します。
75	原状回復費用等	約款 A	22	第57	1				「第54条第2号」との記載は、「第55条第2号」の誤記ではないかと思料いたしますので、ご確認をお願いいたします。	ご指摘のとおりです。「第54条第2号」を「第55条第2号」に修正します。
76	原状回復費用等	約款 A	22	第57	1				要求水準書の未達、運営権者が、善良なる管理者の注意義務をもって本件業務を行っても避けることのできないものである場合、原状回復に要する費用は貴市においてご負担頂きたく、ご検討をお願いいたします。	本条について、第31条第3項または第4項により市が実施すべきものは、運営権者の原状回復の対象から除外することとします。
77	原状回復費用等	約款 A	22	第57	1				「要求水準書に定める項目」とありますが、具体的に、要求水準書のどの部分を指すものであるか、ご教示願います。	要求水準書第9章を指しています。
78	瑕疵担保責任	約款 A	22	第58	1				運営権者は、善良なる管理者の注意をもって下水道管渠運営業務及び終末処理場運転管理業務を実施する義務を負います(実施契約本文第13条)が、当該義務に反しない限り、運営権設定対象施設等に生じた不具合について責任を負うものではないと理解しております。 運営権者が第58条第1項に定める責任を負うのは、本件業務について、かかる義務違反があった場合に限られるものと理解して間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、76の質問回答を合わせて参照して下さい。
79	瑕疵担保責任	約款 A	22	第58	2				第1項に定める瑕疵には、第31条第1項又は第3項に基づき貴市が実施すべき修繕の対象部分(下水道管渠(汚水))も含まれないものとの理解で間違いありませんでしょうか。	76の質問回答のとおりです。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル		該当箇所						質 問	回 答
			頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
80	本事業開始日後の解除又は終了の効果	約款A	25	第67	2				同項に定める運営事業者の業務に係る費用の負担者についてご教示願います。	事業者の負担とします。なお、市の帰責事由による解除の場合に、質問にある費用を損害賠償として市に請求することは妨げられません。
81	約款A 解除又は終了時の 成果物の引継ぎ	約款A	25	第67	2				運営権者は、成果物を市又は市の指定する者に引き継ぐこととなりますが、成果物に含まれている秘密情報や個人情報については、市の指定する者がこれを保護するよう市が責任を持つという理解で宜しいでしょうか？	個人情報について市の指定する者に引き継いだ場合は、市の指定する者が引き継ぎ後の責任を負担します。
82	契約解除違約金等 運営権者自由解 除又は終了	約款A	25	第67	2				解除の対象とならない業務に関するサービス対価についても、違約金の算定基礎に含まれるとすると、運営権者の負担が過大になるものと思料いたします。 運営権者が支払義務を負う違約金の金額を事業年度における「全ての業務履行」ではなく「解除または終了の対象となった本契約部分に係る本件業務の履行」に対して貴市が支払うものと規定されるサービス対価の10%とご変更いただきたく、ご検討をお願いいたします。	この質問は第68条第2項に関する質問と理解します。第59条各項又は第62条第2項による本契約部分の解除は、約款Aが規定する契約関係全部の解除を想定しており、部分的な契約関係の解除は想定しておりません。従って、現案のとおりとします。
83	譲渡対象資産	約款A	29	別 1-1	2				譲渡対象資産について、「運営権者が予定価格以上」の場合は物品譲渡契約を締結するとありますが、予定価格以下と見積もった場合はどのような対応となるのでしょうか。また貴市が作成する予定価格はどのような基準で算定されるのでしょうか。 事業計画時に、予定価格を積算済みでしょうか。 また、無償貸与ははしていただけませんかでしょうか。	無償貸与とし、事業開始後の修繕及び買い替え等は事業者側の負担とします。
84	譲渡対象資産	約款A	29	別 1-1	2				譲渡対象資産について、事業計画時に、予定価格を積算済みでしょうか。 また、無償貸与ははしていただけませんかでしょうか。	No83回答のとおりです。
85	危険負担	約款A	31	別 1-2	第7				譲渡物品引渡時までの間においては、譲渡物品の管理者は貴市であることを踏まえ、当該時点までに譲渡物品が貴市の責に帰すことのできない事由によって滅失、毀損した場合、譲渡代金を減免することとして頂きたいと考えております。 ご検討をお願いいたします。	第7条は現案のとおりとします。
86	瑕疵担保	約款A	31	別 1-2	第8				譲渡契約締結後、引渡時以前において、譲渡物品に瑕疵、数量の不足等があることが判明した場合、譲渡代金の減免の請求等の措置を行うことができるものと理解して間違いありませんでしょうか。	第7条に定めるとおりです。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル	約款	該当箇所						質問	回答
			頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
87	譲渡物品の品名、企画、数量	約款 A	34	別1-2	別紙				譲渡物品の情報が不足しているため、購入年度等の追加情報を開示していただけますでしょうか。	P34別紙を修正し、購入年度を追記します。
88	市が維持する協定等	約款 A	36	別1-2	別2				災害時には運営権者から協定相手先に協定依頼することは可能でしょうか。また、可能である場合、その際の依頼方法をご教示いただけますでしょうか。	現在締結している協定は、(公財)日本下水道協会制定の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づいたものです。民間事業者が直接協定依頼することは、前例がないため協議が必要です。
89	利用料金收受代行業務委託契約条項(業務委託)第1条	約款 A	39	別4	第1	(1)			【別紙4】窓口業務は、本事業の委託範囲に含まれていないため、須崎市への委託も発生しません。本項目より除外していただけないでしょうか。	窓口業務については、削除します。
90	約款A別紙4 滞納整理業務	約款 A	39	別4	第1	(4)			市と利用者との契約において、運営権者(または運営権者の委託した弁護士等)が利用者に対して徴収を行うことができるように規定されていることについては、市が責任を持つという理解で宜しいでしょうか。また、事前に該当する規定を確認させて下さい。また、運営権者(または運営権者の委託した弁護士等)は、使用料を徴収する権利・権限はなく、利用料金のみ徴収するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。該当する規定については、須崎市HPの「須崎市例規集」にある、須崎市公共下水道条例、須崎市公共下水道の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例等をご確認ください。
91	利用料金收受代行業務委託契約条項(業務委託)第1条	約款 A	39	別4	第1	(4)	ウ		【別紙4】給水停止業務は、本事業の委託範囲に含まれていないため、須崎市への委託も発生しません。本項目より除外していただけないでしょうか。	給水停止業務については、削除します。
92	約款A別紙4 管理義務など	約款 A	40	別4	第4	1			利用料金收受代行業務における使用人等や再委託先などの不祥事や、秘密情報、個人情報の保護については、受託者が責任を持つという理解で宜しいでしょうか。運営権者は第三者に対しても、かかる不祥事等に関する責任を負わない(受託者が補償等する)という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	約款A別紙4 業務報告など	約款 A	40	別4	第8	(1)			未納者の徴収業務が受託者の業務の範囲に入っていないことから、通常業務における適切・迅速な催告等や、未払いが発生した場合の迅速な委託者への報告等により委託者の損害の拡大防止が非常に重要となります。このため、業務予定表の提出を省略できる「年間を通じての日常的な業務」は、委託者が決定して受託者に通知することと理解して宜しいでしょうか。	「年間を通じての日常的な業務」の詳細な項目については、委託者・受託者双方の協議により決定します。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル		該当箇所						質 問	回 答
			頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
94	検査	約款A	41	別4	第11	1			利用料金収受代行業務について、検査とありますが、何をどのように検査するかご教示いただけますでしょうか。	委託者は、受託者から受け取った報告書の記載とおりの履行があったかどうか、報告書の記載に不備がないかどうか等の検査を行います。
95	約款A別紙4 損害賠償	約款A	41	別4	第14	1~3			市のこの契約における債務の不履行の場合(職務の遅滞・不十分、報告の遅滞・不備、第10条の利用料金支払いの遅滞など)、市は委託者に対して損害賠償義務を負うという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
96	利用料金収受代行 業務委託契約 (別紙)	約款A	44	別4	別紙				[別紙4(別紙)]利用料金収受代行業務委託料算定表がありますが、利用料金の増額変更を考えられていないため、人員が増えた場合の調定件数を見込むのは運営権者側のみの不利益と考えますので、利用料金設定割合ではなく、使用料額面と利用料金額面を除いた割合とすることとしていただけないでしょうか。	(2)の算定方法を次のように修正します。 利用料金収受代行業務委託料 = 須崎市下水道事業徴収業務委託料 × 利用料金設定割合
97	下水道利用料金収 受代行業務の委託 料	約款A	44	別4	別紙	1	(2)		「須崎市下水道事業徴収業務負担金額」とは何を指すのかご教示願います(誰が、何について負担する金額であるのか等)。	具体的には、須崎市建設課から須崎市水道課に委託している須崎市下水使用料徴収委託業務の委託料を指します。
98	下水道利用料金収 受代行業務の委託 料	約款A	44	別4	別紙	1	(2)		調停件数、下水道事業総調停件数とはそれぞれどのようなものかご教示いただけますでしょうか。また、過去のデータを開示していただけますでしょうか。	(2)の算定方法の計算式を修正します。過去の調定件数は、守秘義務対象開示資料として開示します。
99	約款B (契約の保証)第3 条	約款B	2	第3	2				当該事業年度の業務履行に対して支払われる予定のサービス対価の総額の10分の1以上とありますが、委託業務毎と考えれば宜しいでしょうか。	契約保証金を現金で納める場合、年度のサービス対価総額の10分の1以上の金額を一括して納めて下さい。金融機関の保証、履行保証の場合は、業務ごとでも構いませんが、その場合は業務ごとの保証の額が対象業務の年度のサービス対価総額の10分の1以上として下さい。
100	業務内容の変更等	約款B	3	第6	1				貴市の都合で委託業務の内容が変更された場合、これによって運営権者に生じた増加費用及び損害については、貴市においてご負担頂けるものと理解して間違いありませんでしょうか。	市の都合により業務内容が変更された場合は、ご理解のとおりです。
101	市の請求による契 約期間の短縮	約款B	4	第8	1				貴市の請求により契約期間が短縮された場合、これによって運営権者に生じた損害については、貴市においてご負担頂けるものと理解して間違いありませんでしょうか。	市の都合により契約期間が短縮された場合は、ご理解のとおりです。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル		該当箇所						質 問	回 答
			頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
102	乖離請求	約款B	5	第11	3				貴市からの通知において乖離が確認されていないときにおいて、当該通知の内容について運営権者において異議がある場合、協議の機会を設けて頂けるものと理解して間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	乖離請求	約款B	5	第11	6				対処自体がなされず、後に不具合や損害が生じた場合は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	市が定めた対象方法の実施を市が怠ったときは、お考えのとおりです。
104	約款B (乖離請求)第11条	約款B	5	第11	6				減少分をサービス対価から減額する。とありますが、計算方法はあるのでしょうか。また、具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。	運営権者のサービス対価の内訳を元に減額する金額を算定します。
105	約款B (乖離請求)第11条	約款B	5	第11	8				「設備の瑕疵又は不具合に係るものであるときは」とは、どのような状態を示すものなのでしょうか。瑕疵とは、工事1年以内の工事に起因するものですか。また、不具合も工事1年以内の初期トラブルを示すものなのでしょうか。	瑕疵及び不具合は、終末処理場の設備が本事業の公募手続きにおいて開示された資料等と一致しないことを総称して指しています。
106	約款B (乖離請求)第11条	約款B	5	第11	9				同上	瑕疵及び不具合は、排水処理施設の設備が本事業の公募手続きにおいて開示された資料等と一致しないことを総称して指しています。
107	約款B (乖離請求)第11条	約款B	5	第11	10				同上	瑕疵及び不具合は、クリーンセンター等の設備が本事業の公募手続きにおいて開示された資料等と一致しないことを総称して指しています。
108	履行の報告	約款B	5	第12	1				「市にに対して」を「市に対して」と修正願います。	ご指摘のとおりです。「市にに対して」を「市に対して」に修正します。
109	サービス対価の支払	約款B	6	第14	1				本契約部分の解除の場合、既履行部分に係るサービス対価については、貴市の検査の合格が支払条件となっています(第27条第2項)。本契約部分の存続中のサービス対価の支払についてはこのような規定がありませんが、本契約部分の存続中は、貴市の行う検査の合格はサービス対価の支払条件とされていないとの理解で間違いありませんでしょうか。	存続中の業務にかかるサービス対価の支払いについては実施契約の別紙2(募集要項の別紙6)に定める手続きによります。なお、モニタリング実施計画に定められる内容でサービス対価の支払い手続きに係る項目があるときは、当該項目も適用されます。
110	約款B (甲業務に関する特約)第15条	約款B	6	第15	3				業務の全部又は一部…免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。とありますが、どのような計算方法で減額されるのでしょうか。包括委託のため、部分的であれば減額されないと考えて宜しいでしょうか。	例えば、市の修繕により運営権者の点検保守業務の全部又は一部の履行が不要になったときは、当該不要になった業務に相当する金額をサービス対価から減額します。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル		該当箇所						質 問	回 答
			頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
111	約款B (要求水準等の未達)第19条	約款B	7	第19	2				契約期間の末日から12か月以内に行わなければならない。とありますが、あくまでも修補または賠償請求がということで宜しいでしょうか。要求水準書等の適合しないことを確認するのは、契約期間終了後の検査時と考えて良いのでしょうか。	第一文については、第19条第1項及び第2項に定める通りです。第二文については、検査は契約期間終了時に行います。
112	約款B (不可抗力による負担等)第22条	約款B	8	第22	1				市が支払うべきサービス対価の総額の100分の1に至るまで…とありますが、総額とは委託業務毎と考えれば宜しいでしょうか。	サービス対価の総額とはこの約款で規定する業務に対するサービス対価の総額を指します。
113	市の解除権及び違約金	約款B	9	第23	2				解除の対象とならない業務に関するサービス対価についても、違約金の算定基礎に含まれるとすると、運営権者の負担が過大になるものと思料いたします。 運営権者が支払義務を負う違約金の金額を当該事業年度における「全ての業務履行」ではなく「解除の対象となった本契約部分に係る委託業務の履行」に対して貴市が支払うものと規定されるサービス対価の10%とご変更いただきたく、ご検討をお願いいたします。	現案のとおりとします。本項柱書きに「解除に係る」と規定していますので、違約金は解除対象の業務のサービス対価を元に算出します。
114	約款B (運営権者の解除権)第25条	約款B	10	第25	1	(1)			サービス対価が3分の2以上減少したとき。とありますが、具体的な根拠があるのでしょうか。施設によって、薬品代や電気代が大きく変わるため、契約が成立しないこともあるかと考えます。	3分の2は、市の委託契約のひな型等を参考に定めたものです。
115	不可抗力による解除	約款B	10	第26	1・3				第1項に「市は…解除することができる」とありますが、第3項には「第1項により運営権者が…解除したとき」と記載されています。第1項に基づく解除は貴市及び運営権者のいずれがなし得るのか(又は双方ともなし得るのか)ご教示願います。	第3項の「運営権者が本契約部分の全部又は一部を解除したとき」を「市が本契約部分の全部又は一部を解除したとき」に修正します。
116	不可抗力による解除	約款B	10	第26	3				同項の規定は、運営権者において生じた契約を終了するための費用につき、相当と認められるものを貴市においてご負担頂ける旨の規定と理解して間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本項の修正について 115の質問回答を参照して下さい。
117	解除の効果	約款B	10	第27	2				「市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払うことができる。」とありますが、「支払わなければならない。」と認識してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

実施契約書に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所	該当箇所						質 問	回 答
			頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
118	約款C 全体的	約款C	1						約款Cの中に「要求水準」「提案書類」というものがありますが、あくまでも仕様書発注のため、読みかえれば宜しいでしょうか。	「仕様書発注」の意味が不明です。雨水ポンプ場保守点検業務及び下水道管渠(雨水)維持管理業務の業務内容は、それぞれ、要求水準書別紙E-1及びE-2に示すとおりです。
119	約款C (業務計画書の提出)第6条	約款C	3	第6	1	(1)			年間業務実施契約書及び月間業務実施契約書と記載されていますが、実施計画書の誤記でしょうか。	ご指摘のとおりです。「月間業務実施契約書」を「月間業務実施計画書」に修正します。
120	業務内容の変更等	約款C	4	第8	2				第8条第2項は、貴市の都合による業務内容の変更の場合、これによって運営権者に発生した増加費用、損害を貴市にご負担頂ける趣旨の規定と理解しております。 このような理解で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	市の請求による契約期間の短縮	約款C	4	第10	1				貴市の請求により契約期間が短縮された場合、これによって運営権者に生じた損害については、貴市においてご負担頂けるものと理解して間違いありませんでしょうか。	市の都合により契約期間が短縮された場合は、ご理解のとおりです。
122	約款C (履行の報告)第12条	約款C	4	第12	1				要求水準書及びモニタリング実施計画とありますが、仕様書発注のため、モニタリング等は不要と考えますが、必要でしょうか。	モニタリング基本計画では、モニタリング対象業務に委託業務(仕様書発注)を含んでいます。従って、モニタリング実施計画は委託業務(仕様書発注)を含むものとして作成されることとなりますので、第12条は現案のとおりとします。
123	サービス対価の支払	約款C	4	第14	1				実施契約本文別紙2(募集要項別紙6)(4)及び(5)においては、貴市の行う検査等に関する記載がありませんが、検査合格等はサービス対価の支払条件ではないとの理解で間違いありませんでしょうか。	サービス対価の支払手続きは実施契約本文別紙2(募集要項別紙6)に定める通りです。なお、モニタリング実施計画に定められる内容でサービス対価の支払い手続きに係る項目があるときは、当該項目も適用されます。
124	約款C (要求水準書等の未達)第15条	約款C	5	第15	1~3				特記仕様書による発注のため、本項目は除外と考えて宜しいでしょうか。	118の質問回答のとおりです。